

第8章 臨時免許状

臨時免許状は、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、教育職員検定に合格すると、授与を受けることができます。(免許法第5条第5項)

第1節 授与条件

臨時免許状は、次に掲げる欠格条項のいずれにも該当しない者で、教育職員検定に合格したものに授与する。

ただし、高等学校の臨時免許状は、短期大学士の学位を有する者（大学又は指定教員養成期間に2年以上在学し、62単位以上修得した場合を含む。）以外の者には授与しない。

(免許法第5条第5項ただし書)

なお、当分の間、免許法第5条第5項ただし書に規定する者に該当する者に対しても授与することができる。(昭29改附第7項)

・欠格条項（免許法第5条第1項第1号から第6号）

- 1 18歳未満の者
- 2 高等学校を卒業しない者（ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認められた者を除く。）
- 3 禁錮以上の刑に処せられた者（刑の執行終了から10年が経過しない者、及び刑の執行猶予期間中にある者を含む。）
- 4 免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 5 免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 6 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

第2節 免許状の効力

臨時免許状は、その免許状を授与したときから3年間、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。(免許法第9条第3項)

第3節 臨時免許状の授与の特例

1 旧令による授与

旧国民学校令、旧教員免許令又は旧幼稚園令による教員免許状を有する者及び学校教育法第8条に基づく学校教育法施行規則第96条又は第97条の規定により、校長仮免許状、園長仮免許状、教諭仮免許状、助教諭仮免許状、養護教諭仮免許状又は養護助教諭仮免許状を有するものとみなされた者には、免許法第5条第1項第2号及び第6項ただし書の規定にかかわらず、免許状を授与することができる。

(免許法附則第3項)

2 准看護師の免許を受けた者等への授与

養護助教諭の臨時免許状は、当分の間、保健師助産師看護師法による准看護師の免許を受けた者、同法第51条第1項若しくは第53条第1項の規定に該当する者又は同法第51条第3項若しくは第53条第3項の規定により免許を受けた者に対しては、免許法第5条第6項本文の規定にかかわらず、その者が同条第1項第2号に該当する場合にも授与することができる。

(免許法附則第7項)

3 中学校又は高等学校での実習教科に関する実地の経験を有する者への授与

中学校において職業実習を担当する助教諭の臨時免許状は、6年以上当該職業実習に関する学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められる者に対しては、当分の間、免許法第5条第6項本文の規定にかかわらず、その者が同条第1項第2号に該当する場合にも授与することができる。

(昭29改附第20項)

高等学校において看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習又は商船実習を担当する助教諭の臨時免許状は、9年以上これらの実習に関する学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められる者に対しては、当分の間、免許法第5条第6項の規定にかかわらず、その者が同条第1項第2号又は同条第6項ただし書に規定する者に該当する場合にも授与することができる。
(昭29改附第21項)

なお、前2項の規定は、当該臨時免許状の授与を受けようとする者の小学校から最終学校を卒業し、又は修了するに至るまでの学校における修業の年数が、通算して9年に不足する場合は、その不足する年数に2を乗じて得た年数をその者の当該実地の経験年数から差し引いて、適用するものとする。
(昭29改附第22項)

また、第20項又は第21項の規定により授与された中学校の職業実習又は高等学校の看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習、若しくは商船実習についての助教諭の臨時免許状を有する者にそれぞれの1種免許状を授与する場合については、新法第5条第1項第2号の規定は、適用しない。この1種免許状を授与された者にそれぞれの専修免許状を授与する場合についても同様とする。
(昭29改附第23項)

4 特定の資格を有する者への授与

特別支援学校の高等部において自立教科の教授を担当する教員の臨時免許状は、次の表の資格等を有する者に教育職員検定により授与する。

(免許法第4条の2第2項、施行規則第63条第1項、第3項、第4項、第65条)

| 免許状の種類 | 教科 | 資格等 |
|----------------------------|------|--|
| 特別支援学校 自立教科 助教諭臨時免許状 | 理療 | あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許及びきゅう師免許を受けている者 |
| | 理学療法 | 理学療法士免許を受けている者 |
| | 音楽 | 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部の音楽専攻科を卒業した者 |
| | 理容 | 理容師免許又は美容師免許を受けている者で、かつ、聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部理容科の専攻科を卒業したもの又は4年以上理容に関する実地の経験を有するもの |
| | 特殊技芸 | 免許教科の種類に応じ、それぞれ聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部の相当課程の専攻科において2年以上の課程を修了した者又は10年以上実地の経験を有する者 |

第9章 特別免許状

優れた知識や技能を有する社会人を教員として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応とその活性化を図ることを目的としています。

第1節 授与条件

特別免許状は、教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、1の欠格条項のいずれかに該当する者には授与しない。(免許法第5条第2項)

なお、教育職員検定は、2の要件のいずれにも該当する者について、教育職員に任命し、又は雇用しようとする者が、学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合において行う推薦に基づいて行うものとする。(推薦書の詳細については、P100の「第3編 申請の手続 栃木県教育職員免許状申請要領 第3-16 推薦書」を参照すること。)(免許法第5条第3項)

1 欠格条項

- (1) 18歳未満の者
- (2) 高等学校を卒業しない者(ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認められた者を除く。)
- (3) 禁錮以上の刑に処せられた者(刑の執行終了から10年が経過しない者、及び刑の執行猶予期間中にある者を含む。)
- (4) 免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- (5) 免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- (6) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 免許法第5条第3項に定める要件

- (1) 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者
- (2) 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者

第2節 免許状の効力

特別免許状は、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。(免許法第9条第2項)

第3節 教育職員検定による上級の普通免許状の授与について

特別免許状を有し在職年数3年を経過した者が、所定の単位の修得により教育職員検定に合格すると、普通免許状の授与を受けることができる。(免許法別表第3、施行規則第11条の2)

| 受けようとする 免許状の種類 | | 基礎免許状及び 最低在職年数 | | 最低修得単位数(基礎免許状を取得 後修得することを必要とする単位) | |
|-------------------|-------|-------------------|---------------------|--------------------------------------|--|
| 小学校教諭 | 専修免許状 | 当該校種の 特別免許状 | 当該校種の 在職年数 3年 | 41単位 | 専修免許状に係る単位数のうち、 15単位については、大学院の課 程又は大学の専攻科の課程におい て修得するものとする。 |
| | 一種免許状 | | | 26単位 | |
| 中学校教諭 | 専修免許状 | | | 25単位 | |
| 高等学校教諭 | 専修免許状 | | | 25単位 | |

第10章 教員資格認定試験

第1節 教員資格認定試験の趣旨

広く一般社会人から教員にふさわしい人材を求めるため、文部科学大臣又は文部科学大臣が委嘱する大学において教員資格認定試験が毎年1回実施されています。

大学等における通常の教員養成のコースを歩んできたか否かを問わず、教員資格認定試験によって教員として必要な資質、能力を有すると認められた者には、教諭の資格が与えられる道が開かれています。

第2節 試験の種類等

| 認定試験の種類 | | 取得できる普通免許状 | |
|----------------------------|-------------------|-----------------------|---------|
| | 種 目 | | 免許教科等 |
| 小学校教員資格認定試験 | | 小学校教諭二種免許状 | |
| 高等学校教員資格認定試験 (注1) | 看護 | 高等学校教諭一種免許状 | 看護 |
| | 情報 | | 情報 |
| | 福祉 | | 福祉 |
| | 柔道 | | 柔道 |
| | 剣道 | | 剣道 |
| | 情報技術 | | 情報技術 |
| | 建築 | | 建築 |
| | インテリア | | インテリア |
| | デザイン | | デザイン |
| | 情報処理 | | 情報処理 |
| | 計算実務 | | 計算実務 |
| 特別支援学校教員資格 認定試験 (注2) | 自立活動 (視覚障害教育) | 特別支援学校 自立活動教諭一種免許状 | 視覚障害教育 |
| | 自立活動 (聴覚障害教育) | | 聴覚障害教育 |
| | 自立活動 (肢体不自由教育) | | 肢体不自由教育 |
| | 自立活動 (言語障害教育) | | 言語障害教育 |
| 幼稚園教員資格認定試験 | | 幼稚園教諭二種免許状 | |

注1 令和6年度より高等学校教諭一種免許状(情報)のみ再開

注2 令和6年度以降の特別支援学校教員資格認定試験については、当面休止することとします。

(令和3年文部科学省総合教育政策局教育人材政策課事務連絡)

第3節 その他

試験の受験資格、日程等については、文部科学省のホームページで確認してください。

第 1 1 章 教育職員免許法施行法による免許状の交付及び授与

免許法施行法第 1 条に規定する免許状を有する者（旧令による免許状所有者）又は第 2 条に規定する資格等を有する者（従前の規定による学校の卒業者等）には、それぞれの規定の各欄に定める免許状の交付又は教育職員検定により授与を受けることができます。

第 1 節 第 1 条（旧令による教員免許状を有する者についての特例）

次の表の左欄に掲げる免許状を有する者は、免許法第 5 条第 1 項本文の規定にかかわらず、それぞれその右欄に掲げる教員の免許状を有するものとみなす。

（一部抜粋）

| 番号 | 左 欄 | 右 欄 |
|----|-------------|-----------------------|
| 1 | 国民学校本科教員免許状 | 幼稚園、小学校及び中学校の教諭の二種免許状 |

第 2 節 第 2 条（従前の規定による学校の卒業者等に対する免許状の授与）

次の表の左欄に掲げる者は、免許法第 6 条第 1 項の規定による教育職員検定により、それぞれその右欄に掲げる免許状の授与を受けることができる。

なお、取得できる教科については、施行法第 2 条第 2 項の規定により都道府県の教育委員会規則で定められている。

（一部抜粋）

| 番号 | 左 欄 | 右 欄 | 県規則第 2 1 条で定める教科 |
|------------|---|---------------------------|-------------------------------------|
| 2 0 | イ 電波法第 4 0 条の規定による第一級総合無線通信士又は第一級陸上無線技術士の資格を有する者 ロ 電波法第 4 0 条の規定による第二級総合無線通信士又は第二級陸上無線技術士の資格を有し、2 年以上無線通信に関し、実地の経験を有する者で技術優秀と認められるもの | 中学校及び高等学校の助教諭臨時免許状 | 中学校助教諭臨時免許状（職業） 高等学校助教諭臨時免許状（工業） |
| 2 0 の 2 | イ （略） ロ 第一級総合無線通信士又は第一級陸上無線技術士の資格を有し、3 年以上無線通信に関し、実地の経験を有する者で、技術優秀と認められるもの | 中学校教諭の二種免許状及び高等学校教諭の一種免許状 | 中学校教諭二種免許状（職業） 高等学校教諭一種免許状（工業） |
| 2 0 の 3 | 船舶職員及び小型船舶操縦者法第 5 条の規定による三級海技士（航海）又は三級海技士（機関）の海技免許状を有する者 | 中学校及び高等学校の助教諭臨時免許状 | 中学校助教諭臨時免許状（職業） 高等学校助教諭臨時免許状（商船） |
| 2 0 の 4 | 三級海技士（航海）又は三級海技士（機関）の海技免許状を有し、5 年以上船舶に関し、実地の経験を有する者で、技術優秀と認められるもの | 中学校教諭の二種免許状及び高等学校教諭の一種免許状 | 中学校教諭二種免許状（職業） 高等学校教諭一種免許状（商船） |